

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。

相談名	とき	ところ	予約・その他	
くらし	法律相談	毎週水曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～4時 第1・3水曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室 金剛連絡所2階	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※同一年度内で2回利用可(同一案件の相談は不可)。
	市民相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所2階7番窓口	電話相談も可(内線182、184)
		毎週水曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所1階	事前予約、電話相談も可 ☎(29)1401
	行政相談	19(木)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可(内線182)
	司法書士相談	17(火)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
	日本政策金融公庫相談	11(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
人権	消費生活相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター (市役所2階市民相談室横)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、 消費者ホットライン ☎(局番なし)188
	特設人権なんでも相談	13(金)、午後1時～4時	すばるホール4階秀月の間	人権擁護委員による相談、電話相談も可(内線474)
	人権相談・生活相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	とんぼる TONPAL 1階	事前予約、電話相談も可 ☎(24)3700)、市人権協議会相談員による相談 ※土・日曜日(年末年始は除く)は職員が対応し、相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。
	外国人市民相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前10時～午後4時	とんぼる TONPAL 2階	多言語で相談可 ☎(55)2018)、とんだばやし国際交流協会相談員による相談 ※土・日曜日(年末年始は除く)は職員が対応し、相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。
	女性の悩み相談	①3(火)、午前9時30分～午後0時30分、1時30分～3時30分、②12(水)、午前10時30分～午後0時30分、1時30分～3時30分、③21(土)、午前9時30分～11時30分	男女共同参画センターウイズ (TONPAL 2階)	電話相談も可、要予約 ☎(23)0030)、女性カウンセラーによる相談、定員は①は5人、②は4人、③は2人
にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	—	電話相談のみ ☎(20)0285)、LGBTQに関する相談	
子育て	保育士による育児相談	第2・4金曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約 ☎(26)1233)、定員3組
	ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時15分	市役所4階子ども政策課	要予約、電話相談も可(内線204)
	児童家庭相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所4階子育て応援課	電話相談も可(内線206～209)
	発達相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時15分	市役所4階子育て応援課	要予約、電話相談も可(内線209)
	子育て相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可 ☎(25)0666)
健康・福祉	健康相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 ☎(28)5520)、 健診結果の見方や生活習慣病、栄養、禁煙などについての相談
	福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所4階23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による福祉に関するあらゆる相談
	自立支援相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所4階23番窓口、金剛連絡所2階	電話相談も可(内線274)
	こころの電話相談	毎週水曜日(祝日、年末年始は除く)、午前10時～午後3時30分	—	電話相談のみ ☎(25)8264)
仕事	商工相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 ☎(25)1101)
	農業相談	5(木)、1/6(月)、午後1時～3時	すばるホール4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
	就労支援相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	市就労支援センター (TONPAL 1階)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会 ☎(24)3700)
	お出かけ就労支援相談	24(火)、午後1時30分～4時	金剛連絡所2階相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会 ☎(24)3700)
	労働相談	12(木)、午後2時～5時	市役所2階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可)。問い合わせ(内線481)
	若者の就労・自立相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートステーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション(常盤町3の17の501) ☎(26)9441)
その他	若者お悩み相談	祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く毎日、午後5時30分～9時	トピッ	ロビースタッフによる相談
	ひきこもり相談	26(木)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピッ	要予約 ☎(26)8056)、定員各1人
		10(火)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	金剛連絡所	要予約 ☎(26)8056)、定員各1人
	進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所4階教育指導室	当日電話相談も可(内線363、364)
	チャイルドライン	毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援センター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います ☎0120(99)7777) ※チャットでの相談もあり。
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約 ☎(26)7887) ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。	

とんぼる TONPAL = 多文化共生・人権プラザ(若松町一丁目7の1)

①=とき、場=ところ、内=内容、対=対象者、定=定員、費=費用、持=持ち物、申=申し込み、問=問い合わせ

保健医療



講座・催し

純喫茶おれんじ

認知症当事者とともにオープンした喫茶です。

①令和7年1月5日(日)、2月2日(日)、午後0時30分～3時

場かがりの郷

定各15人程度(当日直接会場へ)

費メニュー全品100円

問井尻さん(おれんじパートナー事務局) ☎090(3996)0071

ワンポイント！介護講習会

①12月12日(木)、②14日(土)、午後1時30分～3時

場①特別養護老人ホーム錦織荘(錦織東三丁目4の18)、②介護老人保健施設きし(中野町西二丁目273)

内①災害時の避難所での介護方法や環境設定の方法、②介護する人の心と身体の気分転換法や施設の活用方法

定①15人、②25人

費無料 持飲み物

申①は12月9日(月)までに、メールで、特別養護老人ホーム錦織荘 ☎(25)6528・✉counselor-1@tomiwakai.or.jp へ、②は12月13日(金)までに、介護老人保健施設きし ☎(23)0204 へ(いずれも電話申し込み可、申し込み多数の場合抽選、②は右図からも申し込み可)



問高齢介護課(内線196)

おれんじパートナー交流会

認知症ケアの情報交換や介護経験者の話から、解決のヒントをみつけませんか。



①12月18日(水)、午後1時30分～3時 場すばるホール3階2A会議室

定18人(当日直接会場へ) 費100円 問井尻さん(おれんじパートナー事務局) ☎090(3996)0071

子育て

相談

生活

福祉

キャラバン・メイト養成研修

「認知症サポーター(地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する人)養成講座」の講師(キャラバン・メイト)を養成します。

①令和7年1月16日(木)、午前10時～午後5時 場Topic

内認知症の知識(症状や認知症の人・介護者への接し方)と養成講座の企画・運営方法など

定30人 費無料

内受講後、認知症サポーター養成講座の活動ができる市内在住・在勤の人

申12月20日(金)までに、高齢介護課(内線198)へ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

※右図からも申し込み可。



上下水道

年末年始の開閉栓業務の受け付け

年末=12月27日(金)、午後5時30分まで

年始=令和7年1月5日(日)、午前9時から

※市ウェブサイト(水道事業のページ)では随時受け付けていますが、年末の作業は12月27日(金)まで、年始は1月5日(日)からになります。

問水道お客様センター ☎(20)6400

水道管の冬支度はお済みですか

気温が氷点下になると、水が凍り水道管が破裂することがあります。次のような場合は特に注意してください。

- ・水道管がむき出しになっている
- ・水道管が家の北側にある
- ・水道管に風が強く当たる
- ・低温注意報が発表されたとき

凍結を防止するには

水道管や蛇口などを保温材・毛布・タオルなどで包み、その上からビニールを巻いて保護しましょう。

水道管が凍ったときには

タオルなどを巻きつけ、その上からゆっくりぬるま湯をかけて溶かします。熱湯を直接かけないでください。

水道管が破裂したときには

止水栓を閉め、水を止めて修繕を申し込んでください。また、止水栓の位置はあらかじめ確認しておきましょう。

※水道の修繕は、市指定給水装置工事事業者へご連絡ください。

問水道工務課 ☎(24)1202



募集

富田林税務署 短期アルバイト募集

業務内容 確定申告サポート業務(確定申告された人のPC・スマホ操作補助業務、受付業務)

勤務期間 令和7年1月下旬～3月下旬の月～金曜日、午前9時～午後5時の間(土・日曜日、祝日は除く)

勤務地 富田林税務署、すばるホール 時間給 1120円

※詳しくはお問い合わせください。

問富田林税務署総務課 ☎(24)3281



相談

福祉なんでも相談会【12月】

とき		ところ
6日(金)	午後2時30分～3時30分	東条老人いこいの家グリーンピア東条(龍泉594の2)
19日(木)	午後2時～3時	かがりの郷2階

※いずれも当日直接会場へ。

※電話やLINEでの相談もできます。LINE相談窓口は右図をご覧ください。



内困りごとがある人や地域の事を相談したい人など

問市社会福祉協議会 ☎(25)8200

介護保険料の納付は 便利な口座振替で

介護保険料を納付書で納めている人は、毎月末日が納付期限となります（末日が休日などの場合は翌営業日が納付期限となります）。

納付期限までに納付がない場合は、督促状や催告書を送付します。介護保険料の納付は、納め忘れのない口座振替が便利で安心です。

口座振替の申し込み方法は、被保険者証や納付書と一緒に同封している口座振替依頼書を、取扱金融機関へ提出してください。

また、以下の○印の金融機関は、キャッシュカードを高齢介護課または金剛連絡所に持参いただくだけで、口座振替の申し込みができます。振替日は納付書の納付期限と同じです。

■取扱金融機関

○りそな銀行、○三菱UFJ銀行、○三井住友銀行、○池田泉州銀行、○関西みらい銀行、みずほ銀行、南都銀行、徳島大正銀行、紀陽銀行、大阪シティ信用金庫、○成協信用組合、大同信用組合、近畿労働金庫、○大阪南農業協同組合、○ゆうちょ銀行（郵便局）

問高齢介護課（内線175、176）



国民年金

国民年金基金を知っていますか

国民年金基金は、自営業者やフリーランスなど国民年金の第1号被保険者の人が安心して老後を過ごせるように、老齢基礎年金（国民年金）にゆとりをプラスする公的な年金制度です。

60歳以上65歳未満の人や海外に居住されている人で国民年金に任意加入している人も加入できます。

問全国国民年金基金近畿支部（☎0120(65)4192）

国民年金保険料の納め忘れ はありませんか

毎月の国民年金保険料は、日本年金機構から送付する納付書などで、翌月の末日までに納めていただくことになっています。

保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて将来受け取る老齢基礎年金の受給額が少なくなったり、受けられなくなったりすることがあります。

また、病気やけが、死亡など万一年の場合に、障がい基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

納付方法 納付書による現金納付、口座振替、クレジットカード納付、スマホ決済アプリ（Pay払い）によ

る納付、Pay-easy納付（ねんきんネットからの申し込みが必要）
※早割や2年・1年・6カ月前納などのお得な方法がありますのでご利用ください。

問天王寺年金事務所（☎06(6772)7531）



国民健康保険

12月は適用適正化月間です

国民健康保険に加入する必要がある人や、社会保険への加入などにより国民健康保険を脱退する必要がある人は、手続きが必要です。

手続きをお忘れの人はできるだけ早くご相談ください。

問保険年金課（内線150）

整骨院・接骨院でのはり・灸・あんま・マッサージのかかり方

整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受けた場合や、はり・灸・あんま・マッサージを受けた場合の健康保険の対象となる疾患や症状は次のとおりです。

■整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受けた場合

骨折、脱臼、打撲、捻挫（肉離れを含む）

※骨折・脱臼については、緊急の場合を除きあらかじめ医師の同意が必要です。

※日常生活による単なる疲れ、肩こりなどに対する施術は保険の対象にならず全額自己負担となります。

■はり・灸・あんま・マッサージなどを受けた場合

《はり・灸》

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

《あんま・マッサージ》

筋まひ、関節拘縮などで医療上マッサージを必要とする症例

※保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

※単なる疲労回復・慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず全額自己負担となります。

※保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・灸施術を受けても保険の対象にはなりません。

※健康保険適用の施術を受けたときは、医療費控除の対象となるので、必ず領収書を受け取りましょう。

問国民健康保険に加入している人は保険年金課（内線155）、後期高齢者医療保険に加入している人は府後期高齢者医療広域連合給付課（☎06(4790)2031）

保健医療

子育て

相談

くらし

くらし



税

国税に関する ご質問・ご相談について

電話での相談方法

国税に関する一般的なご質問やご相談については、国税相談専用ダイヤル【☎0570(00)5901】をご利用ください。つながらない場合は、富田林税務署【☎(24)3281】へ

税務署で相談方法（事前予約制）

確定申告書の作成など、電話での回答が困難な相談は、事前にご予約の上、富田林税務署で相談を受け付けています。電話で、富田林税務署【☎(24)3281】へ申し込みください。

申告書などの控えへの 收受日付印の押捺について

税務署では令和7年1月から、申告書などの控えに收受日付印の押捺を行いません。

令和7年1月からは、正本（提出用）のみを富田林税務署へ持参、または大阪国税局業務センター大手前分室（〒540-8543大阪市中央区大手前一丁目5の44 大阪合同庁舎第1号館）へ郵送してください。
富田林税務署【☎(24)3281】

今月は固定資産税・都市計画税の 第4期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・PayPay・LINE Pay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・楽天ペイ・モバイルレジ（インターネットバンキングによる支払い）などで納付期限までに納めてください。

口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課（内線122）へお問い合わせください。

◆固定資産税 ◆都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 (種別割)
第1期：5月	第1期：6月	全期：5月
第2期：7月	第2期：8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期：9月	第3期：10月	
第4期：12月	第4期：1月	

固定資産税(償却資産)の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産（構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など）も課税の対象になり、その所有者に課税されます。

令和7年1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は、令和7年1月31日(金)までに申告してください（休業・廃業した場合も申告が必要です）。

所有者には12月中に申告書類を郵送しますが、届かないときや事業の開始により初めて申告する場合はご連絡ください。

※本市では、インターネットによる電子申告サービス「eLTAX」^{エルトアックス}がご利用いただけます。詳しくは、eLTAXホームページ【<https://www.eltax.lta.go.jp>】をご覧ください。eLTAXヘルプデスク【☎03(6745)0720】へお問い合わせください。

富田林税務署（内線114、115）

12月は市税滞納整理強化月間・ 税収確保重点月間

市では、12月を「市税滞納整理強化月間」、府では「税収確保重点月間」と定め、納税催告、滞納処分を集中して実施します。

皆さんが納めた税金は、教育、福祉、安全なまちづくりなど、皆さんの身近な生活のために使われています。税金を滞納すると延滞金が加算され、滞納処分（預貯金や給与、不動産、自動車などの差し押さえ）を受けることになります。

税金は納期限までに納税いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。もし納め忘れや滞納税がある場合は、早急に納付してください。
富田林税務署（内線121～124）、南河内府税事務所【☎(25)1131】

国税の納付はキャッシュ レス納付のご利用を！



国税の納付は、自宅やオフィスなどからインターネットを利用した「ダイレクト納付」や「クレジットカード納付」、インターネットバンキングなどからの納付のほか、口座振替による納付、スマホ決済アプリ（Pay払い）による納付などがあります。詳しくは、国税庁ウェブサイトをご覧ください（右上図からもアクセスできます）。

富田林税務署【☎(24)3281】



福祉

後期高齢者医療保険の 保険証の新規発行が終了

12月2日(月)以降、保険証の新規発行が終了します。次の人には資格確認書を発行します。

- ・令和6年12月以降に75歳になる人
- ・住所などの変更をする人
- ・再発行申請をする人でマイナ保険証登録がある人

※現在お持ちの後期高齢者医療の保険証は有効期限までは利用できます。

富田林税務署（内線158）



介護保険

65歳になる人に介護保 険被保険者証を送付



介護保険制度では、65歳の誕生日の前日に第1号被保険者となります。市では、第1号被保険者となる月の初旬に介護保険被保険者証を送付しています。要介護認定の申請時に必要となります。大切に保管してください。※詳しくは、市ウェブサイト（高齢介護課のページ）をご覧ください（上図からもアクセスできます）。

富田林介護課（内線175、176）